



令和7年度 小樽市ふるさとまちづくり協働事業
助成対象事業の募集に伴う説明会



事業の概要

「ふるさとまちづくり協働事業」は、

市と市民との協働による個性豊かなふるさとづくりを進めるため、

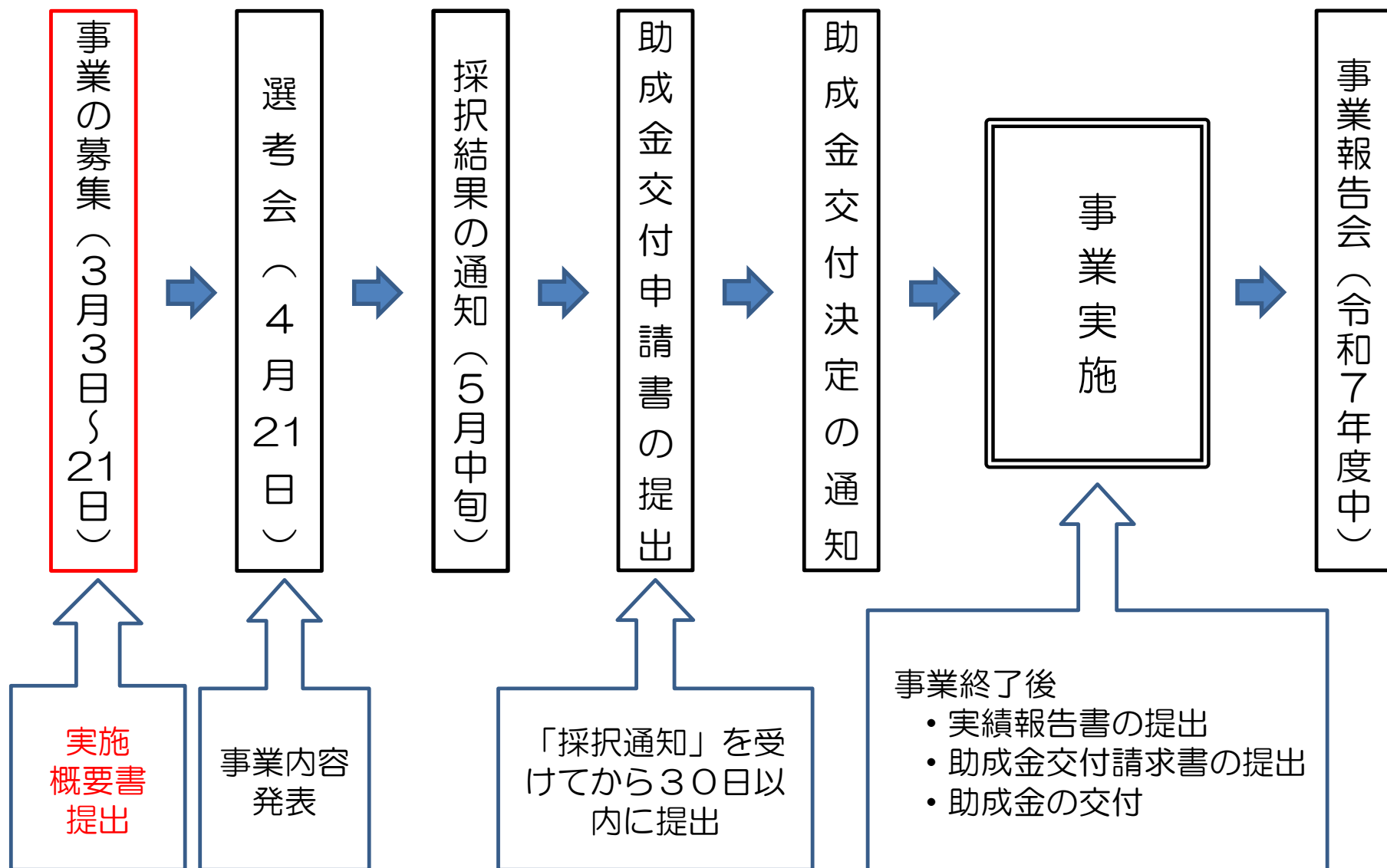
主体的に行われる公益性の高い「まちづくり事業」を実施する団体に対し、

30万円を上限として助成金を交付する制度です。

なお、この事業の助成金は、小樽のまちづくりを支援する
全国の「小樽ファン」から小樽市へ寄せられた寄付金の
一部を活用しています。

平成21年度から令和6年度までの16年間で、延べ162事業に対し助成を行っています。

事業の流れ



対 象 と な る 団 体

下記のすべてに該当する**団体**が対象となります。

- 1 市内に活動拠点を有する団体で、市内に在住し、又は在学する16歳以上の者が5人以上、団体の構成員となっていること。
- 2 助成対象事業を確実に遂行することができると認められる団体であること。
- 3 活動に賛同する市民が加入することができる団体であること。

対 象 と な る 事 業

下記のすべてに該当する事業が対象となります。

- 1 自ら実施するまちづくりに関する事業であること。
- 2 公益性の高い事業であること。
- 3 市内で行われる事業であること。
- 4 他の財政的な支援を市や公的団体から受けていない事業であること。
- 5 営利を主な目的とした事業でないこと。
- 6 宗教的活動又は政治的活動を目的とした事業でないこと。
- 7 恒例行事としている事業でないこと。
- 8 助成金の交付決定前に実施する事業でないこと。
- 9 市が実施する事業と重複しない事業であること。

対 象 と な る 経 費

助成対象事業に要する経費が対象となります。

ただし、下記のものは対象経費となりません。

- 1 団体の構成員に対する人件費、謝礼及び助成対象事業に直接関係のない旅費
- 2 団体の経常的な活動に要する運営維持費
- 3 飲食に係る経費
- 4 景品や賞品に係る経費
- 5 助成対象事業に直接関係のない備品購入費
- 6 家屋の取得、維持補修、改築等に係る経費
- 7 土地の取得、造成、補償に関する経費
- 8 助成金交付決定前に発生した経費
- 9 上記に挙げるもののほか、助成金を交付することが適当でないと認められる経費
(例) ・講演会の講師等への謝礼・旅費等の一部
(5万円又は事業費の1/5のどちらか低い金額を超える額)

審査のポイントについて ①

「審査のポイント」の説明前に・・・

みなさんの活動 = 市民による「小樽のまちづくり」

「小樽市自治基本条例」
市民との協働によるまちづくりを進めるための基本的な
ルール

「ふるさとまちづくり協働事業」の背景には、この「自治
基本条例」がある

「小樽のまちづくり」で大切なことは

- ・ 誰もが参加することができる
- ・ まちづくりの取り組みが広がっていく

こういったことをふまえて・・・

審査のポイントについて ②

選考会の審査では、主に下記の観点で評価を行います。

公益性

事業の成果が、不特定かつ多数の市民の利益につながるか
事業の内容は、小樽の地域資源や特性を生かしたり、
小樽のまちにとって有益なものとなっているか

効 果

より多くの市民が事業に参加したり、
事業の内容を知ることができるかどうか

先駆性

小樽のまちの活性化につながる、
新しい取り組みかどうか

発展性

事業がどう発展していくか、将来的に継続するか
小樽のまちづくりにおいて、今後どう広がっていく
可能性があるか

応募に必要な書類について

ふるさとまちづくり協働事業に応募する際は、**下記の書類をご用意ください。**

1. **実施概要書**（様式第1号）
2. **団体の規約等の写し**
3. **団体名簿**（5名以上の氏名・住所・年齢を記載）
4. その他
 - ・実施場所の地図など
 - ・参考資料（前年度も活動を行っていたら、その概要がわかるチラシ・ポスター等）

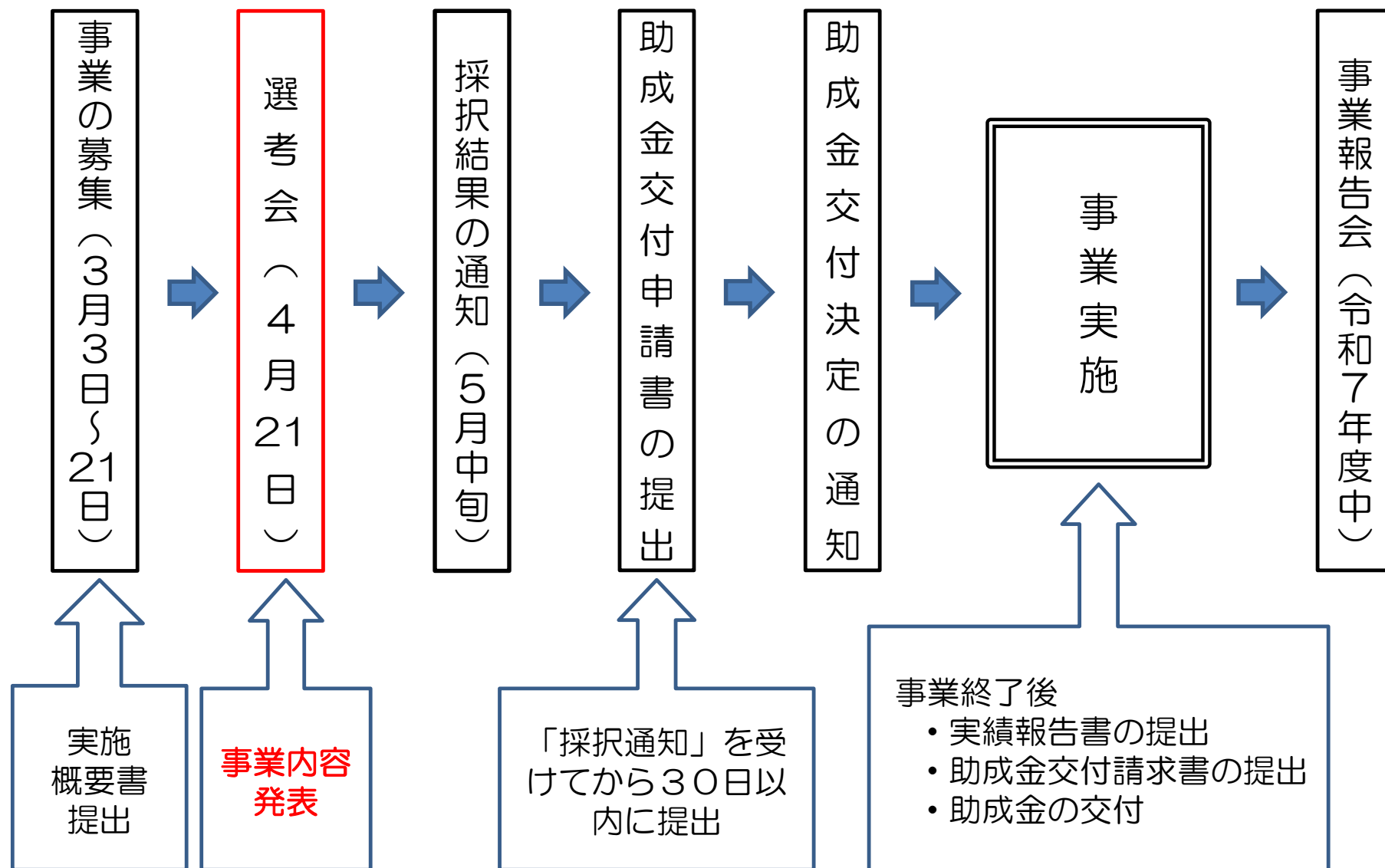
募集期間について

- 令和7年度ふるさとまちづくり協働事業の助成対象事業募集期間は次のとおりです。
- 期間内に応募書類を窓口（生活環境部生活安全課）までお持ちください。
- 郵送の場合は、期間末日の消印有効となります。

【募集期間】

令和7年3月3日（月）～令和7年3月21日（金）

事業の流れ



選考会について①

- 募集期間終了後、応募された事業を対象に「選考会」を開催します。
(今年度は4月21日(月)を予定しています。)
- 選考会では、応募されたみなさまから事業内容を説明していただいた後、学識経験者等の審査員との質疑応答を行います。
- 選考会で使用する資料は、みなさまが作成された「実施概要書(様式第1号)」が基本となります。

発表時間は5分程度のため、作成する場合はポイントを絞ってください！

- パワーポイントを使用しての説明も可能です。その場合は事前にデータを生活安全課へ提出してください。

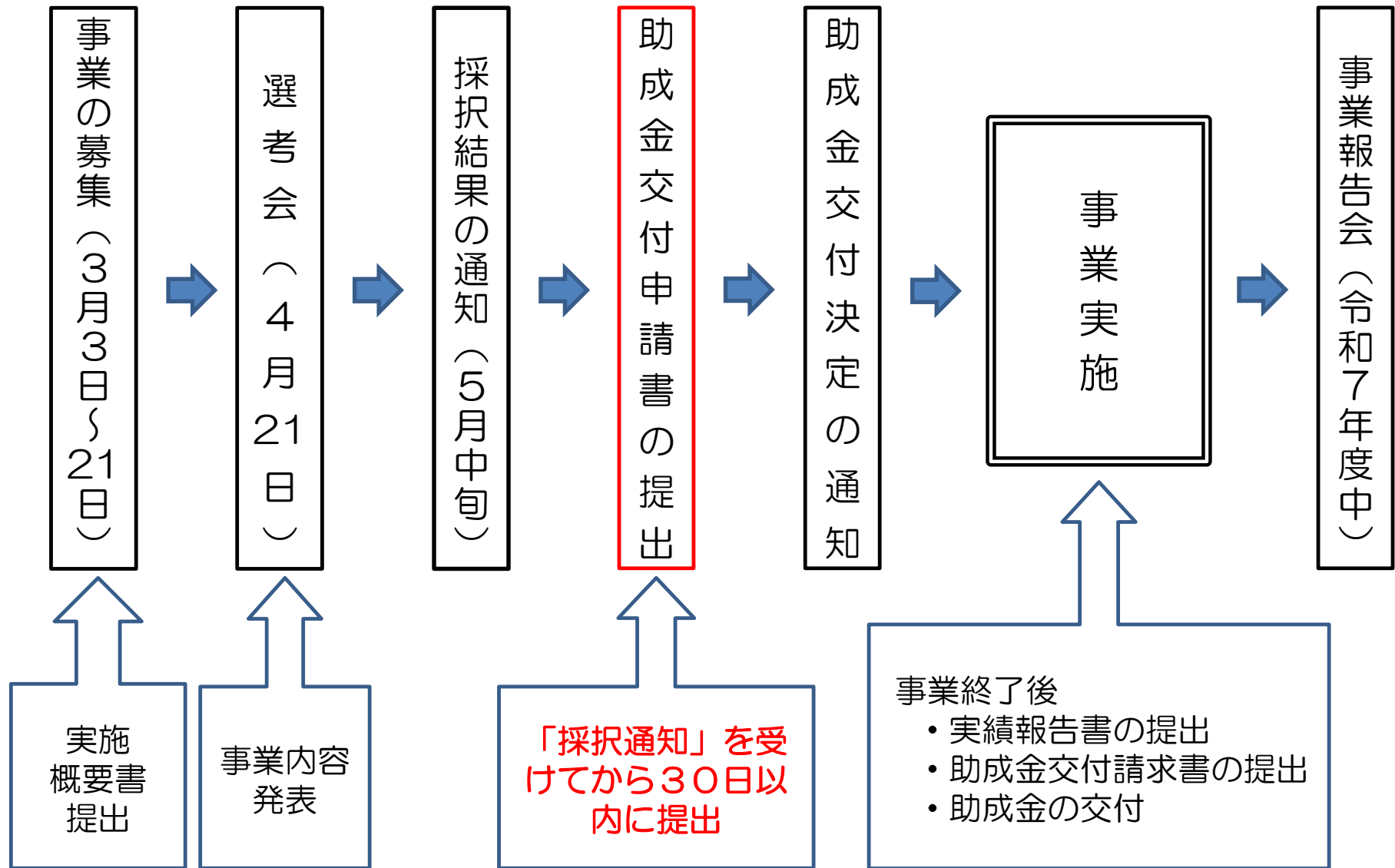
選考会について②

選考会で応募されたみなさまが発表する際の主なポイント

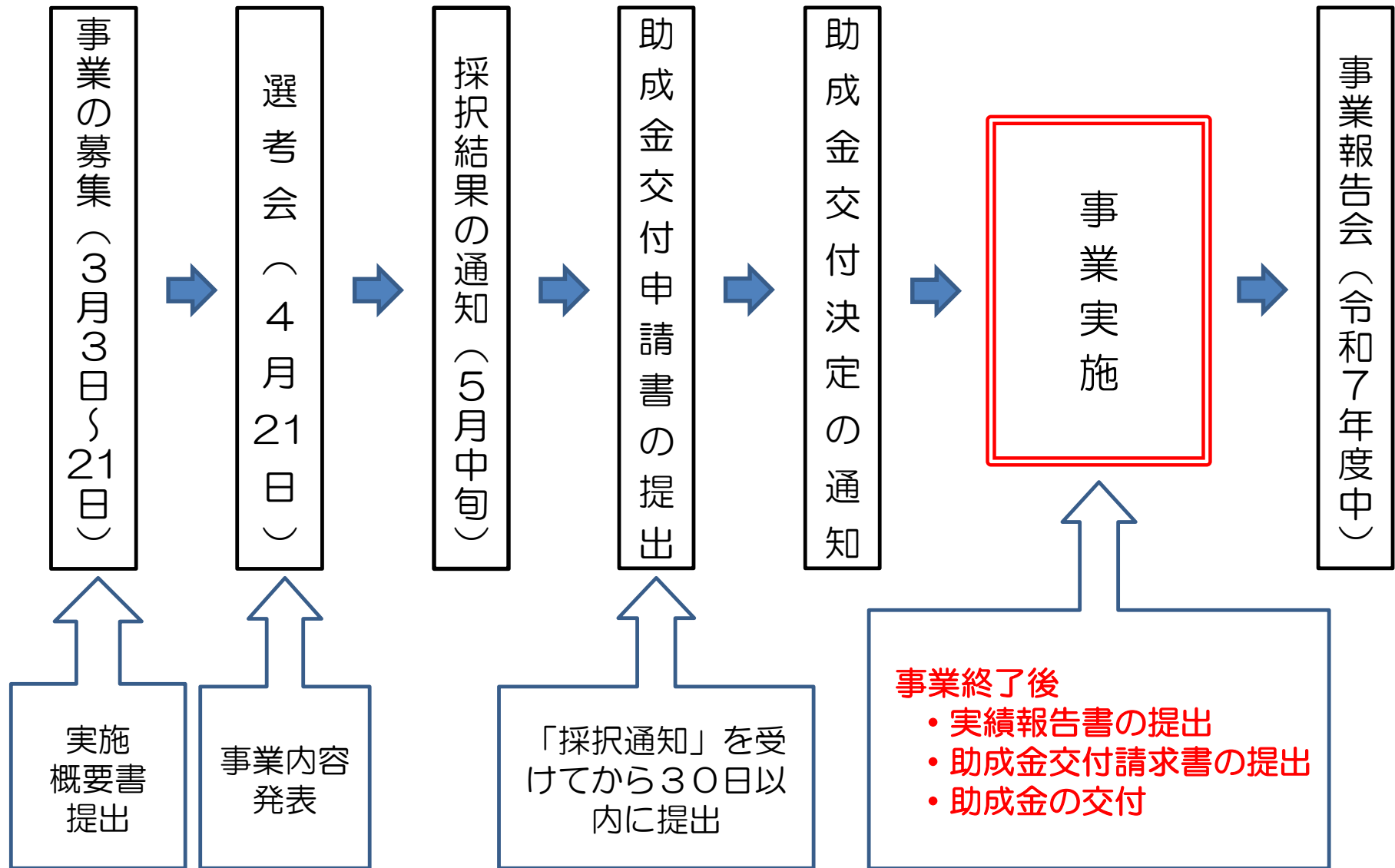
- 事業の目的
- それによって期待される効果
- 事業の具体的な内容
- 目標の数値や広報の方法
- 予算の主な内容

発表時間が短い（5分間程度）ため、
発表内容をあらかじめまとめておく事をお勧めします。

事業の流れ



事業の流れ



助成金の前払い（概算払）について

助成金の交付は、原則として事業終了後となりますが、事前に助成金の一部を受け取ることで円滑に事業が進められると認められる場合には、助成金交付予定額の2分の1を上限として、概算払を受けることができます。

事業内容の変更について

原則、助成金交付決定時の内容に沿って事業を進めていただくこととなりますが、やむを得ない事情等により、事業内容等が変更となる場合は、必ず事前に生活安全課にご相談ください。

そ の 他

- 助成対象となった事業については、事業期間中、進捗状況等の確認を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。
- 助成対象となった事業については、小樽市の公式フェイスブック等にイベント開催告知や実施状況などを掲載することがありますので、ご協力をお願いいたします。
- 助成対象となった事業で、小樽市に後援を依頼する場合については、「生活環境部生活安全課」に後援依頼を提出してください。

最 後 に

- 申請書などの様式や、過去に助成を受けた事業内容については、小樽市のホームページにも掲載しております。
（「小樽市 ふるさとまちづくり協働事業」で検索できます）
- ご不明な点等がありましたら、
「生活環境部 生活安全課」へご相談ください。

TEL：0134－32－4111（内線226）